

水銀排出施設及び排出基準

水俣条約の 対象施設	大気汚染防止法の 水銀排出施設	施設の規模・要件 (以下のいずれかに該当するもの)	排出基準 (注1) ($\mu\text{g}/\text{Nm}^3$)	
			新規施設	既存施設 (注2)
石炭火力発電所 産業用石炭燃焼ボ イラー	石炭専焼ボイラー 大型石炭混焼ボイラー	●伝熱面積 10 m^2 以上 ●燃焼能力 (注3) 50L/時以上	8	10
	小型石炭混焼ボイラー (注4)		10	15
非鉄金属 (銅、鉛、 亜鉛及び工業金) 製 造に用いられる精 練及び焙焼の工程	一次 施設	銅又は工業金 金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉 (ペレット 焼成炉を含む。)及び煅焼炉/金属の精錬の用に供す る溶鋳炉 (溶鋳用反射炉を含む。)、転炉及び平炉： ●原料処理能力 1t/時以上	15	30
		鉛又は亜鉛 金属の精製の用に供する溶解炉 (こしき炉を除く。)： ●火格子面積 1 m^2 以上 ●羽口面断面積 0.5 m^2 以上 ●燃焼能力 (注3) 50L/時以上 ●変圧器定格容量 200kVA 以上	30	50
	二次 施設	銅、鉛又は亜鉛 銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉 (ペレット焼成炉を含む。)、溶鋳炉 (溶鋳用反射炉 を含む。)、転炉、溶解炉及び乾燥炉： ●原料処理能力 0.5t/時以上 ●火格子面積 0.5 m^2 以上 ●羽口面断面積 0.2 m^2 以上 ●燃焼能力 (注3) 20L/時以上	100	400
		工業金 鉛の二次精練の用に供する溶解炉： ●燃焼能力 (注3) 10L/時以上 ●変圧器定格容量 40kVA 以上 亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、 溶解炉及び乾燥炉： ●原料処理能力 0.5t/時以上	30	50
廃棄物の焼却設備	廃棄物焼却炉 (一般廃棄物/産業廃棄物/下水汚泥焼却炉)	●火格子面積 2 m^2 以上 ●焼却能力 200 kg/時以上	30	50
	水銀含有汚泥等の焼却炉等	水銀回収義務付け産業廃棄物 (注5) 又は水銀含有再生 資源 (注6) を取り扱う施設 (加熱工程を含む施設に限る。) (施設規模による裾切りはなし。)	50	100
セメントクリンカ 一の製造設備	セメントの製造の用に供す る焼成炉	●火格子面積 1 m^2 以上 ●燃焼能力 (注3) 50L/時以上 ●変圧器の定格容量 200kVA 以上	50	80 (注7)

(注1) 既存施設であっても、水銀排出量の増加を伴う大幅な改修 (施設別数が5割以上増加する構造変更) をした場合は、新規施設の排出基準が適用されます。

(注2) 施行日において現に設置されている施設 (設置の工事が着手されているものを含む。)

(注3) バーナーの燃料の燃焼能力を重油換算で表したもの

(注4) バーナーの燃焼の燃焼能力が重油換算 10万L/時未満のもの

(注5) 水銀回収義務付け産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定されています。

(注6) 水銀含有再生資源は、水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定されています。

(注7) 原料とする石灰石 1kg中の水銀含有量が 0.05mg 以上であるものについては、140 $\mu\text{g}/\text{Nm}^3$ です。